

支給額

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、
習志野市、市原市、君津市、富津市、
浦安市、袖ヶ浦市で飲食店等を運営する方

※第10弾では、日額算定シートの提出は不要です。

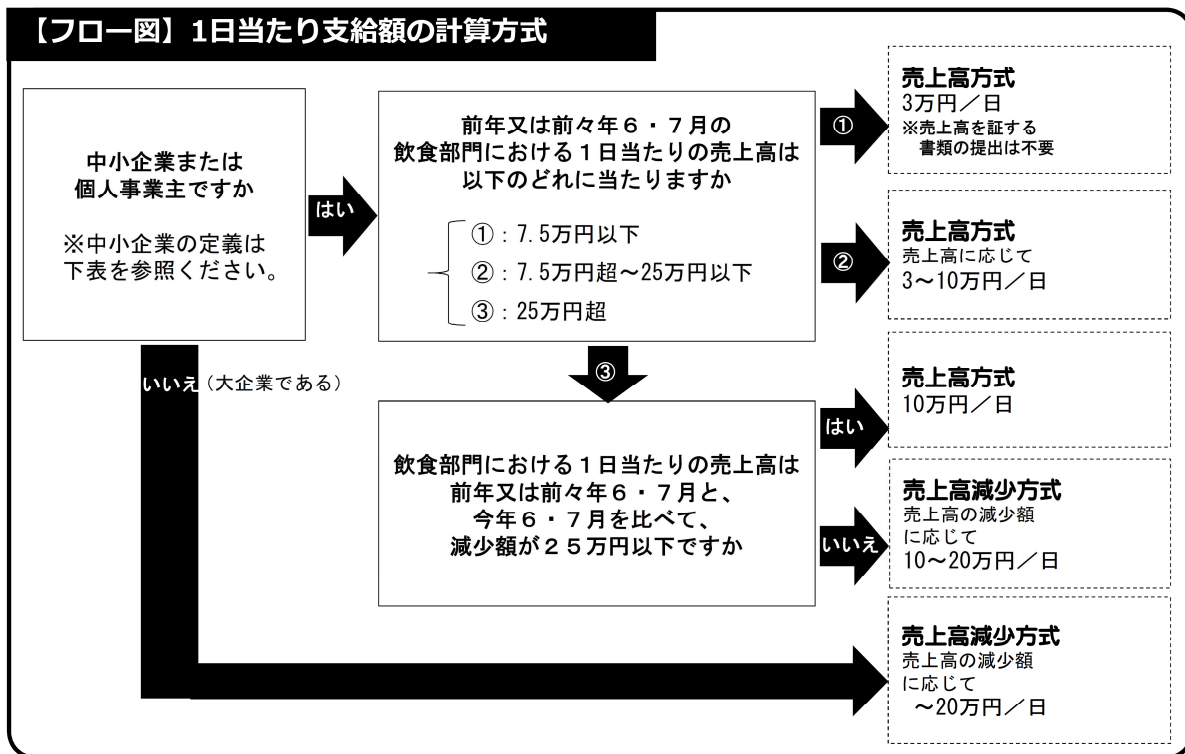
事業規模に応じて算定した日額(1日当たり支給額) × 要請に協力いただいた日数

を支給します。

そのため、1日当たり支給額 を算定した後、要請に協力した日数 を確認してください。

1日当たり支給額の算定

○以下のフロー図に従って、協力金を申請する店舗に適用する計算方式をご確認ください。



【参考】中小企業者の定義(中小企業基本法による定義)

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種(①~③を除く)	3億円以下	300人以下

注1 中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じます。

注2 複数の業種を営んでいる場合は主たる事業(売上が大きい方)の業種で判定します。

注3 飲食業の業種は②小売業となります。

要請に協力した日数の確認

- 6月21日～7月11日の期間について、全期間御協力いただいた場合、21日分を支給します。
- ただし、6月21日から県からの要請に御協力いただけなかった場合においても、6月25日までに県からの要請に御協力いただいた場合は、協力を開始した日から7月11日までの日数分を支給します。
- 以下の早見表を参考に、協力日数を確認の上、申請書の「時短・休業開始時期」にチェックしてください。

(早見表)

協力を開始した日	協力日数
6月21日(月)	21日
6月22日(火)	20日
6月23日(水)	19日
6月24日(木)	18日
6月25日(金)	17日